



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 常 磐 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 齋 藤 一 彦
コ ー ド 番 号 9 6 7 5 東 証 1 部
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 秋 田 龍 生
問 い 合 せ 先 電 話 番 号 0 3 - 3 6 6 3 - 3 4 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 91 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更案の内容

変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日（金）

以 上

(別 紙)

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u>	
第 7 条 <u>当社は、全部の種類株式に係る株券を発行する</u>	(削 除)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は、全部の種類株式について、1,000 株とする	第 7 条 当社の単元株式数は、全部の種類株式について、1,000 株とする
2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない</u>	(削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない	第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く	第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない</p>	<p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない</p>
<p>第 11 条 (条文省略)</p>	<p>第 10 条 (現行どおり)</p>
<p>(優先配当金)</p>	<p>(優先配当金)</p>
<p>第 11 条の 2 (第 1 項省略)</p>	<p>第 10 条の 2 (現行どおり)</p>
<p>2 当社は、第 40 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</p>	<p>2 当社は、第 39 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</p>
<p>3 当社は、第 41 条に定める中間配当を行うときは、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 1 項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</p> <p>(第 4 項省略)</p>	<p>3 当社は、第 40 条に定める中間配当を行うときは、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 1 項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第 11 条の3～第 11 条の4 (条文省略)</p>	<p>第 10 条の3～第 10 条の4 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 11 条の 5 当社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、A 種優先株式 1 株当たり、次に定める金額を支払う。ただし、「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下、「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 11 条の 2 第 1 項に従い計算される優先配当金額相当額とする</p> <p>A 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配額 =200 円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額 (第 2 項省略)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 10 条の 5 当社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、A 種優先株式 1 株当たり、次に定める金額を支払う。ただし、「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下、「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 10 条の 2 第 1 項に従い計算される優先配当金額相当額とする</p> <p>A 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配額 =200 円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額 (現行どおり)</p>
<p>第 11 条の 6～第 11 条の 8 (条文省略)</p>	<p>第 10 条の 6～第 10 条の 8 (現行どおり)</p>
<p>(取得条項)</p> <p>第 11 条の 9 (第 1 項省略)</p> <p>2 A 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、次の算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次に定める算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 11 条の 2 第 1 項に従い計算される優先配当金額相当額とする</p>	<p>(取得条項)</p> <p>第 10 条の 9 (現行どおり)</p> <p>2 A 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、次の算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次に定める算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 10 条の 2 第 1 項に従い計算される優先配当金額相当額とする</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>1 株当たりの強制償還価額</p> <p>=200 円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額 + 早期償還加 算金額</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(金銭対価の取得請求権)</p> <p>第 11 条の 10 (第 1 項省略)</p> <p>2 A種優先株式 1 株当たりの償還価額は、 次に定める算式に基づいて算定されるも のとする。ただし、次の算式における「日 割未払優先配当金額」は、償還請求日 の属する事業年度において、償還請求 日を基準日として優先配当がなされたと 仮定した場合に、第 11 条の 2 第 1 項に 従い計算される優先配当金額相当額と する</p> <p>A種優先株式 1 株当たりの償還価額</p> <p>=200 円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額</p>	<p>1 株当たりの強制償還価額</p> <p>=200 円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額 + 早期償還加 算金額</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(金銭対価の取得請求権)</p> <p>第 10 条の 10 (現行どおり)</p> <p>2 A種優先株式 1 株当たりの償還価額は、 次に定める算式に基づいて算定されるも のとする。ただし、次の算式における「日 割未払優先配当金額」は、償還請求日 の属する事業年度において、償還請求 日を基準日として優先配当がなされたと 仮定した場合に、第 10 条の 2 第 1 項に 従い計算される優先配当金額相当額と する</p> <p>A種優先株式 1 株当たりの償還価額</p> <p>=200 円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額</p>
<p>(普通株式対価の取得請求権)</p> <p>第 11 条の 11 A種優先株主は、平成 20 年 9 月 26 日 以降いつでも、当社がA種優先株式を 取得すると引換えに、A種優先株式 1 株につき下記に定める算定方法により算 出される数の当社の普通株式を交付す ることを請求(以下「転換請求」という。)す ることができる。なお、当社がある株主 に対してA種優先株式の取得と引換えに 交付する当社の普通株式数の算出に あたって、1 株未満の端数が生じたとき</p>	<p>(普通株式対価の取得請求権)</p> <p>第 10 条の 11 A種優先株主は、平成 20 年 9 月 26 日 以降いつでも、当社がA種優先株式を 取得すると引換えに、A種優先株式 1 株につき下記に定める算定方法により算 出される数の当社の普通株式を交付す ることを請求(以下「転換請求」という。)す ることができる。なお、当社がある株主 に対してA種優先株式の取得と引換えに 交付する当社の普通株式数の算出に あたって、1 株未満の端数が生じたとき</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>は、会社法第 167 条第 3 項に従いこれを取り扱う</p> <p>上記にかかわらず、転換請求の日(以下「転換請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i) A 種優先株主が当該転換請求日に転換請求した A 種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り下げる。また、0 を下回る場合は 0 とする。)の A 種優先株式についてのみ、当該 A 種優先株主の転換請求に基づく A 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる A 種優先株式以外の転換請求にかかる A 種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うにあたり、取得する A 種優先株式は、抽選、転換請求された A 種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(i) 当該転換請求日における定款に定める当会社の発行する普通株式の数より、(ii) ① 当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、および② 当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行</p>	<p>は、会社法第 167 条第 3 項に従いこれを取り扱う</p> <p>上記にかかわらず、転換請求の日(以下「転換請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i) A 種優先株主が当該転換請求日に転換請求した A 種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り下げる。また、0 を下回る場合は 0 とする。)の A 種優先株式についてのみ、当該 A 種優先株主の転換請求に基づく A 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる A 種優先株式以外の転換請求にかかる A 種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うにあたり、取得する A 種優先株式は、抽選、転換請求された A 種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(i) 当該転換請求日における定款に定める当会社の発行する普通株式の数より、(ii) ① 当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、および② 当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう</p> <p>「請求対象普通株式総数」とは、A 種優先株主が当該転換請求日に転換請求した A 種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、第 11 条の 10 第 2 項に定める A 種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記に定める転換価額で除して得られる数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。)の総数をいう</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</p> <p>= 転換請求にかかるA種優先株式について、A種転換請求日にA種償還請求が行われたと仮定した場合におけるA種優先株式の償還価額の総額 ÷ 転換価額</p> <p>(第2項～第6項省略)</p>	<p>使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう</p> <p>「請求対象普通株式総数」とは、A 種優先株主が当該転換請求日に転換請求した A 種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、第 10 条の 10 第 2 項に定める A 種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記に定める転換価額で除して得られる数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。)の総数をいう</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</p> <p>= 転換請求にかかるA種優先株式について、A種転換請求日にA種償還請求が行われたと仮定した場合におけるA種優先株式の償還価額の総額 ÷ 転換価額</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第 12 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 11 条～第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>(種類株主総会)</p>	<p>(種類株主総会)</p>
<p>第 18 条の 2 (第 1 項～第 2 項省略)</p>	<p>第 17 条の 2 (現行どおり)</p>
<p>3 第 13 条ならびに第 15 条乃至第 17 条までの規定は種類株主総会に準用する</p>	<p>3 第 12 条ならびに第 14 条乃至第 16 条までの規定は種類株主総会に準用する</p>
<p>第 19 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 18 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="300 374 424 405"><新設></p> <p data-bbox="300 425 424 456"><新設></p> <p data-bbox="300 622 424 654"><新設></p>	<p data-bbox="986 374 1067 405">附則</p> <p data-bbox="767 425 1369 604"><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない</p> <p data-bbox="767 624 1369 757"><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する</p>